

光 市 記 者 発 表 資 料

令和7年11月4日

件 名

「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」の締結について

内 容

使用済み製品等のリユースは「持続可能な地域と社会づくり」のための取組の一つで、国が推進する「循環型社会」の形成・構築に寄与することが期待されています。まだ使用できる製品をリユースすることで、製品の長期使用・長寿命化により廃棄物の発生量や処分量が削減され、最終処分場の延命化にも繋がります。

このことから、「廃棄ではなく、リユースする」という選択肢を市民に啓発するにあたり、地域に密着した情報を提供する株式会社ジモティーと、情報サイト等のプラットフォームの提供や啓発に関して、相互に連携し、本市の目指す「ごみの発生・排出抑制の推進」を促進していくものです。

記

- 1 協定相手方 株式会社ジモティー 代表取締役社長 加藤 貴博
東京都品川区西五反田一丁目2番10号
- 2 協 定 名 リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定
- 3 協 定 内 容 (1) リユース活動の促進を通じた循環型社会の形成に関すること。
(2) 循環型社会の形成をはじめとする環境保全に向けた啓発に関すること。
(3) 循環型社会の形成をはじめとする環境保全に向けた協働推進に関すること。
(4) その他、協定の目的に資する事業に関すること。
- 4 そ の 他 市内（光井九丁目20番10号）にはジモティーの看板を掲げたリユースの店舗として、「ジモティースポット光店」があります。ジモティースポットは、まだ使えるけれど不要になった品物を地域のコミュニティ内で気軽に譲り合えるサービスです。



問 合 せ

光市 環境市民部 環境事業課 ごみ・リサイクル対策係
担当：長岡・頼岡
(0833) 72-1471